

令和4年度北海道薬剤師会高度管理医療機器継続研修会（WEB開催）

医薬品医療機器等法において平成18年4月1日より高度管理医療機器等の販売業等の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者には毎年度継続研修の受講が義務づけられた他、特定管理医療機器の販売業等の営業所管理者の場合にあっては努力義務となっており、本会ではこの継続研修を次により開催いたします。

今年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、下記により原則Webによる2回の開催といたします。

1. **主催**：公益社団法人日本薬剤師会、**共催**：一般社団法人北海道薬剤師会
2. **日時**：1回目 **10月29日（土）午後3時より2時間程度**
2回目 **11月13日（日）午後1時より2時間程度**
3. **申込方法**：下記QRコード・URLよりお申し込み下さい。
4. **申込・受講料払込期日**：令和4年8月15日（月）10時～9月16日（金）
5. **受講流れ**：
 - ① 下記URLから、必要事項を入力し申し込みを行ってください。
 - ② 受講料入金が確認できた方には、Zoom 受講のためのメールをお送りするとともに、資料（テキスト冊子および管理記録簿等）を送付します。
 - ③ 当日はZoom を用いた研修会参加となります。Zoom の使い方については各自で事前にご確認ください。
 - ④ 研修会終了後、要件を満たした受講者に修了証を送付します。
6. **受講料**：（テキスト、管理記録簿、資料、修了書の送料込み）
 - ① 道薬会員で健康サポート薬局・北海道健康づくり支援薬局勤務：**3,500円**
 - ② その他道薬会員：**4,500円**
 - ③ 非会員：**7,500円**
7. **対象者**：
 - ① 医薬品医療機器等法施行規則第168条及び第175条第2項に基づく高度管理医療機器（コンタクトレンズを含む）、または特定管理医療機器（家庭用電気治療器、補聴器等）の販売業等の届出をしている営業所管理者
 - ② 医薬品医療機器等法施行規則第194条に基づく医療機器修理業の責任技術者
8. **内容**：
 - ① 薬機法その他薬事に関する法令
 - ② 医療機器の品質管理
 - ③ 医療機器の不具合報告及び回収報告
 - ④ 医療機器の情報提供
9. **修了証**：修了証は、受講確認ができた方に郵送で後日送付します。受講確認方法は、講演中に配信されるキーワードを指定の方法で提出いただくことで確認いたします。
10. **備考**：資料送付後の返金等の対応は出来かねますのでご注意ください。

申込サイトURL：https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/medical_koudokanri_04/

QRコード：



申込・受講料払込期日：令和4年8月15日（月）10時 ～ 9月16日（金）

一般社団法人北海道薬剤師会 電話 011-811-0184 ・ FAX 011-831-2412